

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者候補者の選定」に係る審査)

- 1 開催日時 平成27年10月5日(月) 13:00～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎地下会議室
- 3 対象施設 市民センター(2施設)
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 相馬 紳一郎(市民政策部理事次長事務取扱)
委員 多田 弘仁(財務部次長)
委員 加藤 文男(市民生活部次長兼行政情報センター所長)
委員 池田 享誉(青森公立大学准教授)
委員 佐々木 信一(東北税理士会青森支部税理士)
 - (2) 施設所管課(中央市民センター) 館長 木浪 経彦
副参事 土岐 志保
主査 寺山 桂子
 - (3) 制度所管課(政策推進課) 課長 佐々木 淳
主幹 岩淵 寿哉
主事 小野 寛史
- 5 案件 指定管理者候補者の選定について
- 6 審査結果
 - (1) 指定管理者候補者
 - ①青森市古川市民センター
 - ・名称 青森市古川市民センター管理運営協議会
 - ・住所 青森市古川三丁目7番14号
 - ・代表者 会長 山田 政元
 - ②青森市沖館市民センター
 - ・名称 青森市沖館市民センター管理運営協議会
 - ・住所 青森市沖館一丁目1番11号
 - ・代表者 会長 和田 恵
 - (2) 指定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)
 - (3) 選定理由
 - ①青森市古川市民センター
 - ・応募資格を満たしていること。
 - ・最低得点(69.5点)を上回る点数(93.57点)を獲得していること。
 - ②青森市沖館市民センター

- ・応募資格を満たしていること。
- ・最低得点（69.5点）を上回る点数（93.69点）を獲得していること。

7 主な質疑内容

【管理運営方針】

（委員）

沖館市民センター管理運営協議会の提案に「中央市民センターと密接な連携を図る」とあるが、中央市民センターとはどのような関係にあるのか。

（施設所管課）

中央市民センターは施設の所管課として、市からのお知らせや依頼事項等を連絡するとともに、四半期に1回程度、館長会議を実施することとしている。

【地域や関係団体との連携】

（委員）

沖館市民センターの関係団体に「協力会」というものがあるが、古川市民センターにもあるのか。

（施設所管課）

古川市民センターの関係団体に「協力会」というものはない。古川市民センターは小学校と合築された施設であるため、地域の町会と学校のPTAなどの協力のもとに運営されている。

【職員の雇用・労働条件について】

（委員）

古川市民センター管理運営協議会の提案では「労働契約締結時に労働条件等を明示している」とあるが、沖館市民センター管理運営協議会も同様か。

（施設所管課）

沖館市民センター管理運営協議会も同様である。

【職員等の研修計画】

（委員）

各種研修は独自に実施しているのか。

（施設所管課）

各市民センターが独自に実施しているほか、市が実施する接遇研修等についても参加している。

【市民の平等な利用を確保するための方針】

（委員）

施設は個人も団体も関係なく利用することができるのか。

（施設所管課）

個人も団体も関係なく利用することができる。体育館や多目的ホールなどは人気が高いので、利用申込みに当たっては抽選方式とし、平等な利用を確保している。

【利用者等の要望等の把握と反映方法】

(委員)

利用者からの意見をどのように反映しているのか。

(施設所管課)

意見や苦情等があれば、職員間で共有し、業務の改善に繋げている。

(委員)

各市民センターに寄せられた意見は、他の市民センターにも紹介するようにしてほしい。

(施設所管課)

館長会議等の機会を利用し、紹介していきたい。

【サービス向上の対策】

(委員)

サービス向上のための具体的な提案はあるか。

(施設所管課)

作成した「市民センターだより」は、ホームページでも閲覧することができるようにしている。

【来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業】

(委員)

沖館市民センター管理運営協議会の提案には、大学と連携するなどの独自性が見られるが、古川市民センター管理運営協議会の提案はどうか。

(施設所管課)

古川市民センターにはプールが設置されているため、それを利用した水泳教室、着衣泳法講習、アクアビクスなどの事業を実施することとしている。